

より利用しやすい体育施設を目指して

「旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別計画(令和3年3月策定)」に基づき、社会体育施設の管理運営を効果・効率的に行うために、令和5年4月から指定管理者制度を導入します。

指定管理者制度とは

民間企業・財団法人・NPO法人などが、公の施設(体育施設や図書館などといった住民の福祉を増進する施設)の管理や運営を行うことができる制度です。指定管理者は、施設管理者が公募し、審査会などにより候補者を選定し、議会の議決を経ることで指定されます。

指定管理者制度による効果

社会体育施設は、市民の心身の健全な発達と生涯スポーツを普及させるため、多様なスポーツ活動を行うことができる施設です。

現在、新型コロナの影響により利用者が大幅に減っていることなどから、利用者を増やし施設の価値を高める取り組みが必要になっています。

指定管理者が社会体育施設を最大限に活用することで「市民の健康維持・増進」「施設利用者数の増加」「地域振興や地域コミュニティの醸成」「市と連携した市民サービスの向上」「経費削減」などの効果が期待できます。



スポーツ振興の拠点「旭市総合体育館」

指定管理者制度により包括的に管理運営する社会体育施設

- 旭市総合体育館(トレーニングルームを含む)
- 旭スポーツの森公園野球場・庭球場
- 旭文化の杜公園庭球場
- 海上コミュニティ運動公園野球場
- 旭市サッカー場
- 飯岡体育館・野球場
- いいおかふれあいスポーツ公園
- 干潟さくら台野球場

広報で振り返る

あの日あのときのあさひ

第4回

1982年(昭和57年)1月号

このコーナーでは過去の広報を紹介し、その時代を振り返ります。

今号は広報ひかた1982年1月号を紹介します。表紙では、完成間近の役場・保健センター合同庁舎の様子を紹介しています。現在のはひかた市民センターとして生まれ変わり、新たな役割を果たしています。

特集記事は、昭和56年度千葉県県民共進会の開催内容のお知らせでした。肉豚5組、種豚16点が出品され、肉豚の部で優等賞2点、種豚の部で名誉賞1点・優等賞6点を獲得し、干潟町が団体優勝を成し遂げたことを報じています。



10ページ

昭和57年の主な出来事

- ペットボトルの誕生(清涼飲料水の容器にポリエチレンテレフタレートを使用することを国が許可)



表紙